

議第110号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成28年5月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(京都市自転車等放置防止条例の一部改正)

第1条 京都市自転車等放置防止条例の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「第2条第1項第7号又は第8号」を「第2条第1項第4号又は第5号」に改める。

(京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正)

第2条 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2 岡崎文化・交流A地区の項から岡崎文化・交流F地区までの項の規定中「これに類するもの」の右に「(ダンスホールを除く。)」を加え、同表明倫元学区烏丸通沿道地区及び烏丸通沿道四条南地区の項中「又は店舗型電話異性紹介営業」を「若しくは店舗型電話異性紹介営業」に改め、「供するもの」の右に「又はナイトクラブ」を加え、同表明倫元学区新町通・室町通界わい地区及び姉小路界わい地区の項中「又は」を「若しくは」に改め、「供するもの」の右に「又はナイトクラブ」を加え、同表

河原町商店街A地区の項中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に、「又は店舗型電話異性紹介営業」を「若しくは店舗型電話異性紹介営業」に改め、「用に供するもの」の右に「, ナイトクラブ又はダンスホール」を加え、同表河原町商店街B地区の項中「第2条第1項第7号及び第8号」を「第2条第1項第4号及び第5号」に、「又は店舗型電話異性紹介営業」を「若しくは店舗型電話異性紹介営業」に改め、「用に供するもの」の右に「, ナイトクラブ又はダンスホール」を加え、同表中京麩屋町通笹屋町地区の項中「類するもの」の右に「(風営法第2条第1項第2号に掲げる営業であり、かつ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)第2条の規定による改正前の風営法第2条第1項第3号に掲げる営業に相当する営業の用に供するもの(以下「低照度ナイトクラブ」という。)を除く。)」を加え、同表西ノ京桑原町地区の項中「これに類するもの」の右に「(ダンスホールを除く。)」を加え、同表新門前通西之町A地区の項中「, ダンスホール」を削り、同表新門前通西之町B地区の項中「これに類するもの」の右に「(ダンスホールを除く。)」を加え、同表古門前通元町地区の項中「又は店舗型電話異性紹介営業」を「若しくは店舗型電話異性紹介営業」に改め、「供するもの」の右に「又はナイトクラブ」を加え、同表祇園四条A地区の項中「又は店舗型電話異性紹介営業」を「若しくは店舗型電話異性紹介営業」に、「第2条第1項第2号に掲げる営業の用途」を「第2条第1項第1号に掲げる営業(キャバレーを除く。)の用」に改め、「敷地が四条通に接するものに限る。)」の右に「又はナイトクラブ」を加え、同表祇園四条B地区の項中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に、「又は店舗型電話異性紹介営業」を「若しくは店舗型電話異性紹介営業」に、「同項第2号に掲げる営業の用途」を「同項第1号に掲げる営業(キャバレーを除く。)の用」に改め、「敷地が四条通に接するものに限る。)」の右に「又はナイトクラブ」を加え、同表祇園町南側A地区の項

中「第2条第1項第2号に掲げるもの」を「第2条第1項第1号に掲げるもの（キャバレーを除く。）」に、「又は」を「若しくは」に改め、「供するもの」の右に「又はナイトクラブ」を加え、同表祇園町南側B地区の項中「又は」を「若しくは」に改め、「供するもの」の右に「又はナイトクラブ」を加え、同表山科駅地区の項中「掲げる建築物」の右に「, ナイトクラブ又はダンスホール」を加え、同表四条通A地区の項から有隣元学区A地区の項までの規定中「又は店舗型電話異性紹介営業」を「若しくは店舗型電話異性紹介営業」に改め、「供するもの」の右に「又はナイトクラブ」を加え、同表有隣元学区B地区の項中「又は」を「若しくは」に改め、「供するもの」の右に「又はナイトクラブ」を加え、同表下木屋町A地区の項中「又は店舗型電話異性紹介営業」を「若しくは店舗型電話異性紹介営業」に改め、「供するもの」の右に「又はナイトクラブ」を加え、同表下木屋町B地区の項中「第2条第1項第5号に掲げるもの」を「第2条第1項第2号に掲げるもの（低照度ナイトクラブを除く。）」に、「又は店舗型電話異性紹介営業」を「若しくは店舗型電話異性紹介営業」に改め、「供するもの」の右に「, ナイトクラブ又はダンスホール」を加え、同表下木屋町C地区の項中「又は店舗型電話異性紹介営業」を「若しくは店舗型電話異性紹介営業」に改め、「供するもの」の右に「又はナイトクラブ」を加え、同表九条西洞院地区の項中「舞踏場その他これらに類するもの」の右に「(低照度ナイトクラブを除く。)」を加え、同表吉祥院宮ノ東町A地区の項中「類するもの」の右に「(ダンスホールを除く。)」を加え、同表吉祥院宮ノ東町B地区の項及び吉祥院宮ノ東町C地区の項中「もの」の右に「(ダンスホールを除く。)」を加え、同表久世高田・向日寺戸A地区の項から久世高田・向日寺戸C地区の項までの規定中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に改め、「掲げる建築物」の右に「, ナイトクラブ又はダンスホール」を加え、同表太秦東部A地区の項から太秦東部C地区の項までの規定中「掲げる建築物」の右に「(ダンスホールを

除く。)」を加え、同表太秦安井山ノ内A地区の項及び太秦安井山ノ内B地区の項中「これに類するもの」の右に「(ダンスホールを除く。)」を加え、同表西院溝崎町地区の項中「掲げる建築物」の右に「又はダンスホール」を加え、同表洛西ニュータウン・タウンセンター地区の項中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に、「又は」を「若しくは」に改め、「供するもの」の右に「, ナイトクラブ又はダンスホール」を加え、同表納屋町商店街地区の項中「掲げる建築物」の右に「, ナイトクラブ又はダンスホール」を加え、同表醍醐センター地区の項中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の右に「, ナイトクラブ又はダンスホール」を加え、同表竹田藁屋町油小路通沿道街区地区の項中「掲げる建築物」の右に「, ナイトクラブ又はダンスホール」を加え、同表京都ファッション産業団地A地区の項から京都ファッション産業団地C地区の項までの規定中「舞踏場その他これらに類するもの」の右に「(低照度ナイトクラブを除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

提案理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、京都市自転車等放置防止条例及び京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の規定を整備する必要があるので提案する。